

**日本学会議公開シンポジウム：
コロナ禍における人間の尊厳
「コロナ・パンデミックと
人間の尊厳の問題」**

**2021年12月5日
相山女学園大学教授/一橋大学名誉教授
加藤泰史**

目次

- 1 : 『世界福祉年鑑 2020』の指摘
- 2 : コロナ政策と人間の尊厳——ドイツの場合
- 3 : 二つの「尊厳」概念解釈
- 4 : 人間の尊厳と人権の関係

1：『世界福祉年鑑2020』（特集「感染症と社会福祉」）の指摘

- 『世界の社会福祉年鑑2020』は「感染症と社会福祉」という特集を組み、世界各国のコロナ禍の状況分析を提示している。
- 「（中略）医療的トリアージから功利主義的論理へとなだれ込む現象が起こった（中略）。その典型が、高齢者介護施設等における新型コロナウイルス感染症死亡率の異様な高さに示された（カナダ、ノルウェー、フランス、ベルギー、スウェーデン、アメリカのいくつかの州などで50%を優に超えた）」（「序」後藤玲子）。
- その「功利主義的論理」に基づいたコロナ・トリアージの典型がイタリアの『（SIAARTI）臨床倫理的提言』であった

2：コロナ政策と人間の尊厳——ドイツの場合

2・1：ドイツの対応の特徴

- 短期間に迅速に「**ドイツ連邦共和国基本法（=憲法）（「ボン基本法」と略記）**」に基づいて法的整備を行なうと共に、事態の変化に合わせて立法的措置を施してコロナ・パンデミックに対応した（**法治国家的対応**/石塚荘太郎 2021）
- 「**第一次住民保護法**」 → **ボン基本法の緊急事態条項を用いず**に、連邦議会が「全国規模の流行状況」を認定して連邦保健省に規制権限が付与される → 状況の認定の公開性・透明性が担保される → **法的整備の主体は連邦議会（民主国家的対応**/石塚 2021）

2・2：ドイツ倫理評議会の『連帯と責任（*Solidarität und Verantwortung in der Corona-Krise*）』の提言内容

- 「トリアージ」⇒「基本権」（=人権）と配分的正義の問題に関わる
- 「ボン基本法」は医療倫理に関しても規範的な枠組みを提供している⇒第一条「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である」⇒「トリアージ」はこの「ボン基本法」第一条の枠組みに基づいて考慮されなければならない⇒医療従事者の責任も「ボン基本法」に基づく⇒すべての人は平等主義的に対等に扱われ、あらゆる差別から保護されなければならない

- **「ボン基本法」** → 国家がある人の生命を価値評価することは許されない → どの人の生命を最初に救うかを国家は規定してはならない → 国家は「社会的地位」・「出自」・「年齢」・「平均余命」・「障害」などによって生命を分類したり差別したりしてはならない
- **「事前（状況下での）トリアージ（Triage bei Ex-ante Konkurrenz）」** = 空いている人工呼吸器がそれを必要とする患者の数よりも少ない場合 → 決定は、十分に検討され、正当化され、透明性があり、可能な限り一様に適用可能な基準に基づく
- **「事後（状況下での）トリアージ（Triage bei Ex-post Konkurrenz）」** = 使用可能な人工呼吸器がすべて使用されている場合に、ある患者の生命維持治療を中止し、医療機器を再配分して別の患者に装着し直してその生命を救うというシナリオの場合 → 「ボン基本法」の枠組みから判断して**再配分は合法ではなく禁止**

➡政策立案者と一般市民の両者に向けられた提言

➡科学的な**リスク分析**と社会的政治的な**リスク評価**の適切な役割区分

➡科学的知見を政策の基盤にすることは重要であるが、科学的知見そのものに政策的な指示が随伴しているわけではない➡**政策決定を科学に全面的に委ねるのは、民主主義的正当化に反する➡政策決定は社会全体の課題であり、民主主義的責任を担う政策立案者が「ボン基本法」の枠組みの中で実行する必要がある**

2・3：『ドイツ集中治療・救急医療学会（DIVI）ら8学会の臨床倫理的提言』の提言内容

- 「ボン基本法」の尊重 → 「ある人の生命を他の人の生命と比較考量することは憲法に基づいて許されない」
- コロナ・トリアージの場合 → 災害医療のトリアージに類似している → トリアージの優先順位づけの基準は、決定過程などが透明で、医学的にも倫理的にも適切に基礎づけられていなければならない → 優先順位づけは人間の価値評価や人間の生命の価値評価を含むのではなく、限られた医療資源をできるだけ多くの患者に提供することを目的とする

➡患者の優先順位づけ

- ① 集中治療の成功の見込みという基準に定位すべき
- ② 平等原則に基づく
- ③ 年齢・社会的地位・特定の基礎疾患の有無・障害の有無を基準としてはならない
- ④ 「複数視点原理（Mehraugen-Prinzip）」に基づいて優先順位づけを決定する ➡ 当該の集中治療の専門医 2 名+看護師/看護師+医療倫理学の専門家 ➡ 患者・親族・法定後見人にとって透明性のある仕方決定に関する意思疎通を行う

➔ドイツの問題点

- 障害者：障害者は**連邦議会が積極的にトリアージについて障害者達とともに議論することを要求**し、「事前（Ex ante）トリアージ」に関しては差別的基準の排除を、「事後的トリアージ」については禁止することを望んでいる。
- 政治（連邦議会）：「ドイツは充実した医療体制を備えており、トリアージといった状況は存在していない」といった態度である。ただし、別の意見を持った議員もいる（**緑の党**連邦議員：コリーナ・リュフラーら）。
- メルケル前首相（連邦政府）：公共的議論の弱さ

3 : 二つの「尊厳」概念解釈——尊 厳概念史の再構築に向けて

- 「社会的地位/身分」としての尊厳
(dignity as status)
- 「絶対的価値」としての尊厳
(dignity as absolute value)

- 欧米圏では様々な仕方で概念史構築の試みが現在進行形でなされているが、最近は**スイス憲法（「被造物の尊厳」規定）の問題**で停滞気味である

➡プラトン：アクシア（*αξία* / 人間の内的価値）

➡キケロ：「*dignitas*」というラテン語（動物に対して人間本性が持つ卓越性/優れた品位に相応しい高い政治的地位や社会的身分/ローマの貴族に対して使用されていた言葉）に翻訳

➡キリスト教（カトリシズム：尊厳の担い手としての教皇➡トマス：「人格は尊厳の名称である」/プロテスタンティズム：尊厳は平等思想と関連づけられる）（金子晴勇『ヨーロッパの人間像』知泉書館）

➡ピコ・デッラ・ミランドラ『人間の尊厳について』（1496年）：人間の自由意志に尊厳の根拠を求める

➡ ベイコン『学問の進歩』（1605年/1623年ラテン語版 *De dignitate et augmentis scientiarum*）（学問の尊厳と価値を説く）

➡ ホッブズ『リヴァイアサン』第一部第十章「力、値うち、位階、名誉、ふさわしさについて」（名誉と尊厳の内的関係➡ コモンウェルスによって付与された公的な価値としての「尊厳」＝「位階」）（1651年）

➡ ヒューム「人間本性の尊厳ないし卑しさについて」（『道徳政治論集』1741/42年）：尊厳を人間本性に内属させることを批判した上で、社会的に構築された人間像に相対的に価値づけられるとした

➡現代英米哲学：ダーウォル・ウォルドロン・ゼンゼンら

➡現代英米哲学での「相対的主観的価値として尊厳を理解」 ➡「社会的地位/身分 (status)」としての尊厳 (dignity as status) ➡尊厳は獲得したり喪失したりするという特質を持つ

■ 応用の範囲が広い➡「尊厳死」など

しかし・・・

⇒ビンディング/ホッヘ『「生きるに値しない命」とは誰のことか』 をめぐる小松美彦の問題提起（『「自己決定権」という罫』）

「自己意識と生きようとする意志、この二つを併せもっていることが「人間の尊厳」に他ならない。（…）それが人間の人間たる所以でした。/そうすると、自分で自分であることがわからず、生きようとする意志もないと見なせる人々は、具体的には重度の知的障害者と精神障害者は、たとえ人間であっても、「人間の尊厳」を失っていることになります。ホッヘはそのような人々を「精神的に死せる者」と呼ぶのですが、彼/彼女らは精神的に死んでいるので、もはや「人間の尊厳」はなく、生きるに値しない、だから慈悲深い安楽死を、となるわけです」

➡ 「「人間の尊厳」という「生権力」の核心中の核心が「生資本主義」を支える力となっているのです。誰しものが疑うことのなかったこの「人間の尊厳」概念こそが、元凶に他なりません」

この重要な批判をどのように克服できるかが鍵➡もう一つの系譜？

➡プーフェンドルフ『自然法にもとづく人間と市民の義務』（1673年）：「人間という言葉自体にある尊厳が含まれていると考えられる」 ➡「とにかく私は犬ではない、あなたと同じ人間だ」

➡尊厳概念と平等思想との内的な関連づけ ➡「社会的弱者」に尊厳の視線が向かう

➡カント『道徳形而上学の基礎づけ』（1785年）：「絶対的内的価値」としての「尊厳」 ➡尊厳は毀損はされるが、獲得されたり喪失したりしない

➡現代ドイツ哲学の「絶対的客観的価値として尊厳を理解」 ➡「絶対的価値」としての「尊厳」 (Würde als absoluter Wert/dignity as absolute value) ➡尊厳は獲得されたり喪失したりするという特質を持たない

①ショーペンハウアーとニーチェの批判：

尊厳概念は基礎づけを欠いた空虚な謳い文句にすぎない

➡ 「絶対的価値」として正当化可能な価値論の構築

②主戦場としてのカント哲学解釈

➡ウォルドロン・ダーウォル・ゼンゼン vs シェーンリッヒ・シュトウルマ

③政治的リベラリズムと尊厳概念

➡アメリカ的リベラリズム➡ウォルドロン・ヌスバウムに対する批判

4 : 人間の尊厳と人権 (human rights / Menschenrechte)の関係

- ① : 人間の尊厳は、人権を正当化する「**根拠**」である
(Gewirth/Schoenrich/Lohmann)
- ② : 人間の尊厳は、特別な権利ではあるが、一つの「**権利**」にすぎない (Enders)
- ③ : 人間の尊厳は、人権の「**総体**」を意味する
(Habermas/Mcklin)
- ④ : 人間の尊厳は、人権の目指す「**目標**」である
(Pollmann)



ご静聴有り難うございました！

Herzlichen Dank für Ihre Aufmerksamkeit!